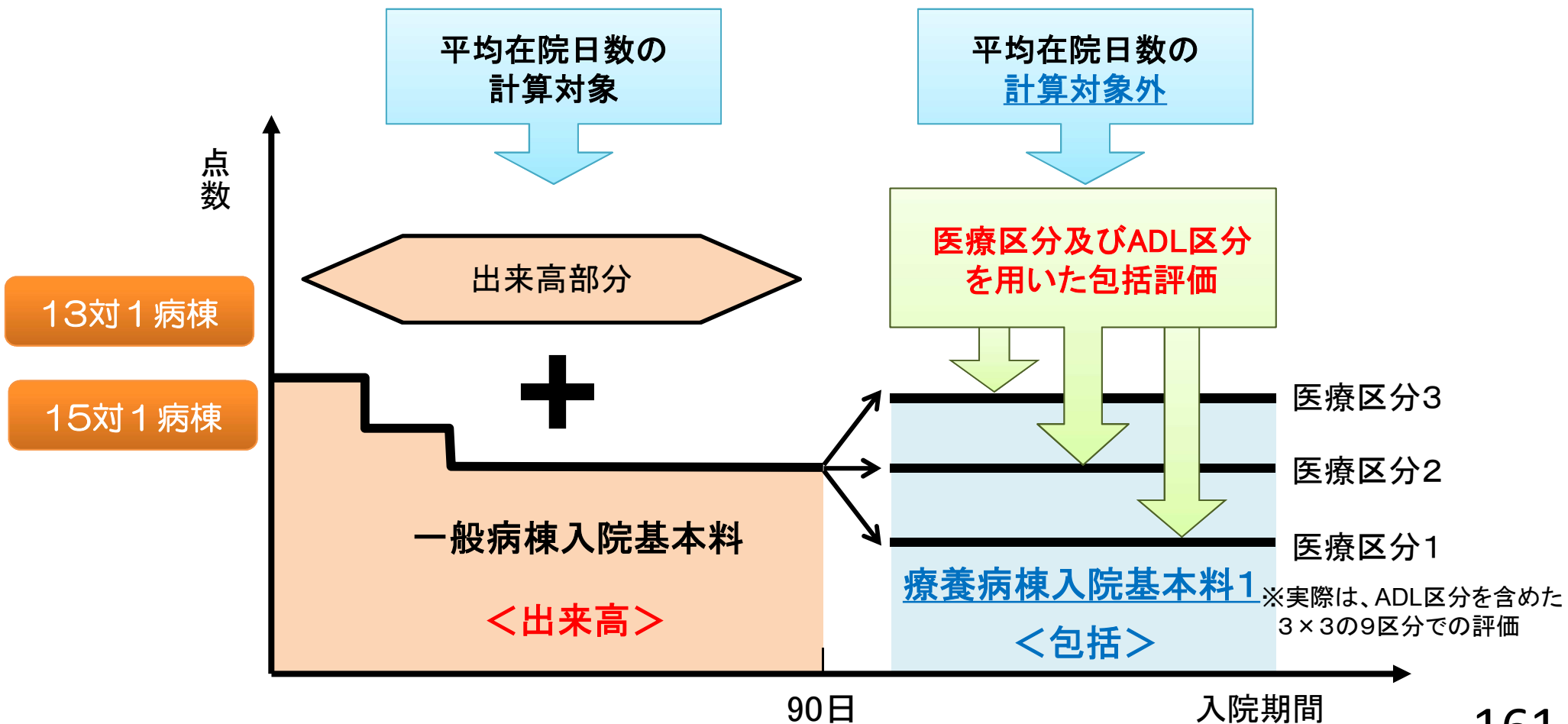


## パターン②

○ 90日を超えて入院する患者を対象として、療養病棟入院基本料1と同じ評価（医療区分及びADL区分を用いた包括評価）を導入し、平均在院日数の計算対象外とする。

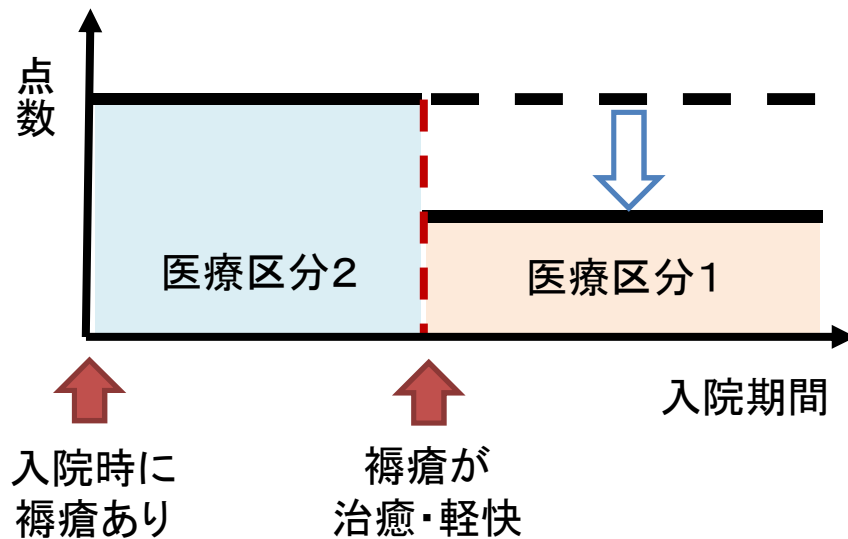


## 慢性期入院医療の適切な評価②

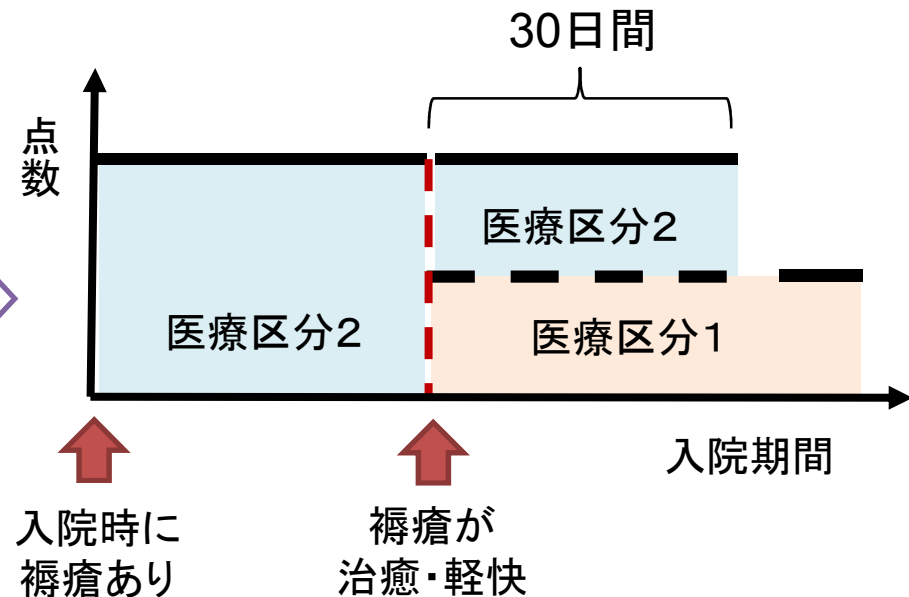
### 療養病棟における褥瘡の治療に係る評価

- 入院時既に発生している褥瘡に限り、治癒・軽快後も30日間は医療区分2を継続して算定可能とする。
- 併せて、当該取り扱いを採用する病院については、自院における褥瘡発生率を患者等に説明することを要件化する。

【現行】



【改定後】



# 慢性期入院医療の適切な評価③

## 療養環境の適正な評価

- 療養病棟療養環境加算、診療所療養病床療養環境加算については、一部に医療法の原則を下回る基準が設定されていることから、評価体系を見直し、原則を下回る病棟については、療養環境の改善計画を策定することとする。

### 【病院】

療養病棟療養環境加算1	132点	} 医療法の原則を満たす
療養病棟療養環境加算2	115点	

(新) 療養病棟療養環境改善加算1	80点	} 医療法の経過措置を満たす
(新) 療養病棟療養環境改善加算2	20点	

[施設基準]療養環境の改善に資する計画を策定して報告すること。

### 【診療所】

診療所療養病床療養環境加算 100点 → 医療法の原則を満たす

(新) 診療所療養病床療養環境改善加算 35点 → 医療法の経過措置を満たす  
[施設基準]療養環境の改善に資する計画を策定して報告すること。

# 医療提供しているが、医療資源の少ない地域に配慮した評価①

## 地域に配慮した評価

自己完結した医療提供をしており、医療従事者の確保等が困難かつ医療機関が少ない2次医療圏及び離島にある医療機関※について、評価体系を見直し、地域医療の活性化を促す。

※特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟7対1、10対1入院基本料を算定している病院を除く

- 一般病棟入院基本料の届出について、**病棟毎の届出を可能とする。**
- 亜急性期入院医療管理料について看護配置等を緩和した評価を新設する。

(新) 亜急性期入院医療管理料1 1,761点(1日につき)

(新) 亜急性期入院医療管理料2 1,661点(1日につき)

[施設基準]

看護職員配置が常時15対1

- チームで診療を行う入院基本料等加算について、専従要件を緩和した評価を新設する。

(新) 栄養サポートチーム加算 100点(週1回)

(新) 緩和ケア診療加算 200点(1日につき)

※ 1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね15人以内とする

- 1病棟のみの小規模な病院について、病棟に応じた評価を新設する。

(新) 特定一般病棟入院料1 (13対1) 1,103点

特定一般病棟入院料2 (15対1) 945点